



私が賛成する最大の理由は国際組織犯罪防止条約を批准するために、国内で担保する法を整備する必要があるから。条約上、共謀罪が犯罪組織参加罪を設けることになった。この条約は2000年に採択され、現在187カ国が批准している。国連加盟国で批准していないのは、南スーダンやソマリアなど11カ国だけ。その中に日本が入っていないのか。

この条約は、元々はテロとは直接関係がなく、マネーロンダリングなどの組織犯罪対策が中心。しかしながら、01年の9・11事件以降、テロ資金は国際社会の中で大きな問題となっている。最近のテロ組織に限定、対象犯罪を絞

テロ組織は組織犯罪と同じような資金源活動を行っている。アルカイダは麻薬取引で資金を得ていたし、過激派組織「イスラム国」(IS)も石油の密輸に関わっている。これらはこの条約が有効。批准していないがゆえに日本がループホール(抜け穴)になる可能性があり、国際的な信頼性や日本の金融機関の評価にも関わる問題である。今回の法案は準備行為、犯罪組織に限定、対象犯罪を絞

### 共謀罪わたしの視点

「共謀罪」の成立で一番危惧していることは、市民活動に対する活動家の身分を警察による自然や平和を守るための話し合いが、「犯罪」にされる恐れがあり、社会に萎縮効果が生じる点だ。政府は一般人を対象にしたとして、法廷に定め準備行為の境界線は非常に曖昧。準備行為に当たるかどうかは捜査機関が判断し、市民には事前に明示されない。つまり、何をしたら罪に問われるか、どの程度の罰が課されるかを示さなければいけない罪刑法定主義の明確性の原則に反する。市民は仲間と抗議活動を行うことがめづりてしまっている。

## 自由と安全 均衡必要

テロ組織は組織犯罪と同じような資金源活動を行っている。アルカイダは麻薬取引で資金を得ていたし、過激派組織「イスラム国」(IS)も石油の密輸に関わっている。これらはこの条約が有効。批准していないがゆえに日本がループホール(抜け穴)になる可能性があり、国際的な信頼性や日本の金融機関の評価にも関わる問題である。今回の法案は準備行為、犯罪組織に限定、対象犯罪を絞

公共政策調査会研究センター長 板橋 功さん



いたばし・いさお 1950年栃木県生まれ。公益財団法人公共政策調査会研究センター長。武蔵野大学客員教授、国士館大学非常勤講師。専門はテロ問題。

民に分かりやすく説明する必要がある。テロ対策などは国民の自由や権利を制限する側面があり、国民の理解が不可欠。特に自由と安全のバランスを考へながら議論しないといけない。15年1、2月のISによる邦人殺害以降、ISは機関誌などで日本を標的と名指している。機関誌はオンライン上、世界中のテロリストやシンパが見る。日本は20年東京五輪に向けて圧倒的にプレゼンスが上昇する時期を迎える。テロの脅威度はどんどん上昇し続け、少なくとも20年までは下らない。共謀罪とともにテロ対策はテロ対策として、しっかりとやらなければならない。

埼玉弁護士会 伊須 慎一郎さん



いす・しんいちろう 1970年愛媛県生まれ。2002年に埼玉弁護士会登録、同会の憲法改正問題対策本部メンバー。「安保法制違憲国賠訴訟」などを担当。

は、労働組合や市民活動の中に送られたスパイが、情報収集して警察に自首すれば刑が免除される。そのため、グループ内は疑心暗鬼になる。集会・結社の自由は侵害され、市民活動に弊害をもたらす。現在も政治権力を対して意見を言いたい社会になっている。共謀罪が成立したら、市民はますます萎縮し、自由な民主主義社会の基盤となる多様な意見が社会に流通しなくなる。憲法違反の疑いがある共謀罪を国会で強行採決するとは断じて許さない。今は憲法が生きている。萎縮せずに反対の声を上げていなければ民主主義を奪われてしまう。

## 市民活動の抑圧危惧

市民活動への不当介入が行われ、市民の思想・良う。市民活動への不当介入が行われて、市民の思想・良う。市民活動への不当介入が行われて、市民の思想・良う。市民活動への不当介入が行われて、市民の思想・良う。

(聞き手・岩崎歩)

岐阜県大垣市では2014